

平成 14 年 2 月 27 日

「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」
（実務対応報告公開草案第 1 号）に対する意見

株式会社東京証券取引所

公開草案の新株予約権付社債に係る会計処理案に賛成する。

今般の商法改正は、従来の転換社債と非分離型新株引受権付社債を新株予約権付社債という一つの概念で整理し、代用払込みの有無や分離譲渡の可否などにより様々な商品性に対応した法律構成となっており、改正商法下では、「従来の転換社債」と同一の経済的実質を有する商品の組成は発行会社における発行条件等の設定如何に委ねられている。

現在実務界では、個人投資家にも馴染みのある「従来の転換社債」と同一の経済的実質を有する商品性とするため、新株予約権の行使があったときに代用払込みの請求があったものとみなし（改正商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項を決議）かつ、新株予約権又は社債の一方が消滅した場合には他方も消滅する（改正商法第 341 条の 2 第 4 項但書を適用しない）という発行条件による商品が検討されているところである。

海外における会計処理の状況をみても、米国では、転換社債（convertible debt）の会計処理については、その商品性を踏まえて一括法が採用されており、実質的に転換社債と同様な経済的実質を有する非分離型株式買取権付社債（debt issued with stock purchase warrants）についても、転換社債と同様な処理を行うこととしている。

したがって、新株予約権付社債のうち、少なくとも上記のような「従来の転換社債」と同一の経済的実質を有する商品性を持つものについては、その商品性を踏まえ、かつ、実務界における混乱を避けるためにも、「金融商品に係る会計基準」上の「転換社債」と同様の会計処理を適用すべきであると考えらる。

以 上